

BIM 図面審査における
確認申請図書表現標準
(素案)

令和7年3月

建築 BIM 推進会議 審査 TF

検討事項

・ 確認申請図面で推奨する図

(白紙)

目次

1 はじめに	1
2 意匠関係	1
2-1 凡例	1
2-2 特記事項	11
2-3 確認申請図面で推奨する図表現	14
3 構造関係	15
3-1 確認申請図面で推奨する図表現（検討中）	15
4 設備関係	16
4-1 凡例（検討中）	16
4-2 確認申請図面で推奨する図表現（検討中）	16

(白紙)

1 はじめに

建築主事等又は指定確認検査機関が審査を行う上で、図面に記された記号や文章が何を意味しているのかを正確に把握することは、円滑な審査の実施において必要不可欠である。一方で、これらの記号や文章は、設計者ごとに様々な表現が存在し、表現意図の確認や修正等に伴うやりとりなどが、申請および審査の効率性を下げる一つの要因となっている。

本表現標準は、これらの記号や文章に共通のルールを定めることにより、円滑な審査の実施や設計者の作業手間の削減等を目的として定めるものであり、BIM 図面審査における BIM 由来の PDF 図書については、当該標準に拠ることを推奨するものである。

凡例は、記号や略語を用いて法令で求められる部分を明示するものであり、特記事項は、計画建築物の各部分で法適合を満たしていることを箇条書きにまとめた文章である。また、図表現については、確認申請で提出される図面のうち頻度の高いものを中心に整理しており、BIM が持つ属性情報を抽出して、その内容を図に表現することを基本としている。

なお、通常の確認申請においても、準じた表現を行うことにより、一定の効果はあるものと考えられることから、図書の作成にあたっては参考にされたい。

2 意匠関係

本表現標準には、図記号と文字記号や、複数の図表現（パターン A, B 等）が標準として併記されている。これは、使用する BIM ソフトウェアの違いや使いやすさを考慮して作成されたものであり、設計者の判断により、任意の表現を採用されたい。

2-1 凡例

1) 防火設備等（防火設備、シャッター、戸）関係

■特定防火設備

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	特		赤	特定防火設備（令第 112 条第 1 項）
②		[特]1	赤	常時閉鎖式特定防火設備（令第 112 条第 19 項第 1 号）
③		[特]2	赤	常時閉鎖式特定防火設備 遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）
④		(特)1	赤	随時閉鎖式特定防火設備（令第 112 条第 19 項第 1 号）
⑤		(特)2	赤	随時閉鎖式特定防火設備 遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）

■防火設備

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	防		赤	防火設備（法第 2 条第 9 号の 2 口）
②	防 ₁	[防]1	赤	常時閉鎖式防火設備（令第 112 条第 19 項第 1 号）
③	防 ₂	[防]2	赤	常時閉鎖式防火設備 遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）
④	(防) ₁	(防)1	赤	随時閉鎖式防火設備（令第 112 条第 19 項第 1 号）
⑤	(防) ₂	(防)2	赤	随時閉鎖式防火設備 遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）

■遮炎時間の別による防火設備（ここでは例として、10 分間防火設備を示す。）

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	10 防		赤	防火設備（令第 112 条第 12 項）
②	10 防 ₁	10[防]1	赤	常時閉鎖式 10 分間防火設備（令第 112 条第 19 項第 1 号）
③	10 防 ₂	10[防]2	赤	常時閉鎖式 10 分間防火設備 遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）
④	10 (防) ₁	10(防)1	赤	随時閉鎖式 10 分間防火設備（令第 112 条第 19 項第 1 号）
⑤	10 (防) ₂	10(防)2	赤	随時閉鎖式 10 分間防火設備 遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）

■シャッター

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	SS		赤	特定防火設備（令第 112 条第 1 項）（シャッター）
②	Ⓔ ₁	(SS)1	赤	随時閉鎖式特定防火設備シャッター（令第 112 条第 19 項第 1 号）
③	Ⓔ ₂	(SS)2	赤	随時閉鎖式特定防火設備シャッター 遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）
シャッターの位置を明確にするため、壁と異なる線種（一点鎖線や二点鎖線など）とする				
④	— . — . —		黒	シャッター
⑤	Ⓔ ₁		赤	組み合わせで、防火シャッターの位置とその構造方法を表示する（左記は文字記号の例）。

■不燃戸

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	不		赤	不燃戸
②	Ⓔ	[不]	赤	常時閉鎖式不燃戸
③	Ⓔ	(不)	赤	随時閉鎖式不燃戸

■戸

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	Ⓔ ₂	[不]2	赤	常時閉鎖式戸 遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）
②	Ⓔ ₂	(戸)2	赤	随時閉鎖式戸 遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）

□参考：大臣認定（例として、10 分間防火設備の作動性能）

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	10(防) ^{CS} ₂	10(防)2CS	赤	熱感知器連動 CAT を CT、煙感知器連動 CAS を CS を添え字として、表示

●補足説明（防火設備等において共通）

◎常時閉鎖式、随時閉鎖式の作動について

- ・常時閉鎖式は、□，[]で囲む。
- ・随時閉鎖式は、○，（ ）で囲む。
- ・作動しない防火設備等は囲まない。

◎随時閉鎖式の凡例の内容について

「凡例の内容」の欄には、熱感知器、煙感知器又は熱煙複合式感知器の別を示してもよい。（記載例：煙感知器連動防火設備）

◎遮煙性能について

遮煙性能の表現は、数字とアルファベットの2通りがあり、本表では、数字の場合の例を示している。

- ・数字の場合は、遮煙性能なし1、遮煙性能あり2（文字記号例：[防]1，[防]2）
- ・アルファベットの場合は、遮煙性能なしは添え字なし、遮煙性能ありS（文字記号例：[防]，[防]s）

◎添え字について

遮煙性能の添え字は、防火設備等の右側に下付き又は半角で示す。（文字記号例：下付き[防]₁，半角[防]1）

2) 壁又は床関係

	パターン	凡例	色	凡例の内容
①	A		赤	防火区画（兼防煙区画）
	B	 	赤 紫	防火区画（兼防煙区画） 異種用途区画（兼防煙区画）
②			オレンジ	・ 界壁 ・ 防火上主要な間仕切壁（兼防煙区画）
③			オレンジ	・ 防火上主要な間仕切壁（兼防煙区画） ・ 小屋裏又は天井裏のみに設ける防火上主要な間仕切壁
④			緑	防煙区画（防煙壁は排煙有効高さ下端かつ 50cm 以上（戸の上部が 30cm 以上の壁も含む））
⑤			緑	防煙垂れ壁 （防煙壁は排煙有効高さ下端かつ 50cm 以上）
⑥	A		緑	可動防煙垂れ壁（排煙有効高さ下端かつ 50cm 以上）（手動降下装置付）
	B		緑	可動防煙垂れ壁（排煙有効高さ下端かつ 50cm 以上）（手動降下装置付）

●補足説明

◎防火区画

- ・ ①A は、防火区画を赤線で表示したもの。
- ・ ①B は、異種用途区画を紫線とし、それ以外の防火区画の壁又は床を赤線で表示したもの。

◎令第 114 条区画

- ・ 界壁は令第 114 条第 1 項、防火上主要な間仕切壁は令第 114 条第 2 項のことである。
- ・ ③は、垂れ壁や小屋裏又は天井裏のみに設ける壁を破線で表示したもの。

◎防煙区画

- ・ ⑥は、可動防煙垂れ壁であって、A は図記号、B は文字記号でそれぞれ表示したもの。

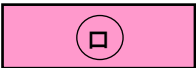
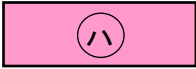
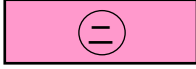
3) 防火・防煙区画面積関係 (単位: m²)

	パターン	凡例	色	凡例の内容
①	A	FA: * * m ²	赤	防火区画面積
	B	FA: * * m ²		
②	A	SA: * * m ²	緑	防煙区画面積
	B	SA: * * m ²		

●補足説明

- ・①A は防火区画面積を囲み、①B は囲まないもの。②の防煙区画面積も同じ。

4) 排煙設備関係

	パターン	凡例	色	凡例の内容
①			水色	自然排煙
②			黄緑	機械排煙
③			水色	煙排出方向
④	A	●OP	赤	排煙手動開放装置 (高さ 80cm 以上 1.5m 以下の位置 (吊り下げの場合は約 1.8m の高さに設ける))
	B	●		
⑤	A		白	令第 126 条の 2 第 1 項第一号から第四号
	B	126-2/1/※		令第 126 条の 2 第 1 項第一号から第四号 /
	C	※※※		※は該当号又は文言
⑥	A		ピンク	H12 建告第 1436 号第四号ロ
				H12 建告第 1436 号第四号ハ
				H12 建告第 1436 号第四号ニ

		ホ		H12 建告第 1436 号第四号ホ
		①		H12 建告第 1436 号第四号へ(1)
		②		H12 建告第 1436 号第四号へ(2)
		③		H12 建告第 1436 号第四号へ(3)
		④		H12 建告第 1436 号第四号へ(4)
		⑤		H12 建告第 1436 号第四号へ(5)
		ト		H12 建告第 1436 号第四号ト
	B	ロ	ピンク	H12 建告第 1436 号第四号ロ
		ハ		H12 建告第 1436 号第四号ハ
		ニ		H12 建告第 1436 号第四号ニ
		ホ		H12 建告第 1436 号第四号ホ
		へ1		H12 建告第 1436 号第四号へ(1)
		へ2		H12 建告第 1436 号第四号へ(2)
		へ3		H12 建告第 1436 号第四号へ(3)
		へ4		H12 建告第 1436 号第四号へ(4)
		へ5		H12 建告第 1436 号第四号へ(5)
		ト		H12 建告第 1436 号第四号ト
	C	ロ	白	H12 建告第 1436 号第四号ロ
		ハ		H12 建告第 1436 号第四号ハ
		ニ		H12 建告第 1436 号第四号ニ

		ホ		H12 建告第 1436 号第四号ホ
		へー 1		H12 建告第 1436 号第四号へ(1)
		へー 2		H12 建告第 1436 号第四号へ(2)
		へー 3		H12 建告第 1436 号第四号へ(3)
		へー 4		H12 建告第 1436 号第四号へ(4)
		へー 5		H12 建告第 1436 号第四号へ(5)
		ト		H12 建告第 1436 号第四号ト

●補足説明

◎手動開放装置（排煙オペレーター）

- ・④A は添え字をしたもの、④B はしないものを示す。

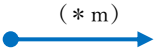
◎令第 126 条の 2 第 1 項ただし書きのうち、第一号から第四号について

- ・⑤A は、白色のみ（例えば、同項第二号の学校など、建築物全体で適用されるケースを想定しており、この場合の凡例の内容は「令第 126 条の 2 第 1 項第二号」となる）
- ・⑤B は、白色かつ囲み文字（例えば、同項第一号の区画された部分を指す場合、当該部分に 126-2/1/1 と表示する）
- ・⑤C は、白色かつ文字（例えば、同項第一号の区画された部分を指す場合、当該部分に「令第 126 条の 2 第 1 項第 1 号」と表示する）

◎排煙告示

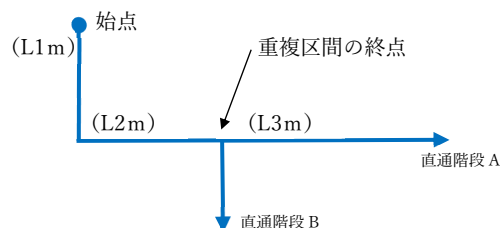
- ・平成 12 年建設省告示第 1436 号第四号ロからトについて、⑥A はピンク色かつ囲み文字、⑥B はピンク色かつ文字、⑥C は白色かつ文字

5) 歩行距離関係 (単位: m)

	凡例	色	凡例の内容
①		青	歩行距離

●補足説明 (右図参照)

- ・ L 1 から L 3 までの数値は、屈折又は分岐する部分までの歩行距離の長さを示しており、直通階段 A までの歩行距離は、L 1、L 2、L 3 を合計したものである。
- ・ 2 以上の直通階段を設ける場合の重複区間の長さは、重複区間の終点までの L 1 と L 2 を合計したものであり、当該終点には直通階段 B へ向かう方向 (矢印) を明示する。なお、他の線と区別するため、破線で示してもよい。



6) 有効幅関係 (単位: m、cm、mm)

	パターン	凡例	色	凡例の内容
①	A		黒	廊下、敷地内通路などの有効幅員
	B			

●補足説明

- ・ ①A は当該幅の位置を矢印で示し、有効幅員を [] で表示する。①B は囲み文字で当該幅の位置と有効幅員を表示する。

7) 非常用の進入口等関係

	凡例	色	凡例の内容
①		赤	非常用進入口 (有効: 幅 75cm 高さ 1.2m 以上、下端 FL+80cm 以下。赤色燈及び赤色正三角形を設ける)
			代替進入口 (有効: 幅 75cm 高さ 1.2m 以上又は 1m 以上内接円)

●補足説明

- ・ ①上段は令第 126 条の 6 本文の非常用の進入口を、下段は同条第二号の代替進入口を示している。

8) 延焼のおそれのある部分関係 (単位: m、cm、mm)

	凡例	色	凡例の内容
①	*** — . . — . . —	赤, オレンジ, 黄, 黒等	延焼のおそれのある部分

●補足説明

- ・ 一階にあっては3 m、二階以上にあっては5 mの距離を、R2 国交告 197 号による場合は、その距離に応じた線を表示し、その数字を***に表示する。また、色は、当該図面の色彩に合わせて、識別しやすい色を選択する。

2-2 特記事項

1) 石綿等の衛生上の措置（法第 28 条の 2、令第 20 条の 4 ほか）

- ・石綿、吹付石綿、吹付ロックウール（含有石綿 0.1%超）は使用しない。
- ・シックハウス対策としてクロルピリホスを使用せず、かつ、告示対象建築材料以外の建築材料又は F☆☆☆☆等級を使用する。

2) 非常用エレベーターの乗降ロビー（法第 34 条、令第 129 条の 13 の 3）

- ・乗降ロビーには、避難階における避難経路、その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示する。

3) 廊下の幅（法第 35 条、令第 119 条）

- ・廊下の有効幅員は、両側居室にあっては 1.6m 以上、その他の廊下にあつては 1.2m 以上とする。

4) 二以上の直通階段（法第 35 条、令第 121 条）

- ・避難上有効なバルコニーの面積は、避難設備部分を除き 2 m²以上、奥行 75cm 以上とする。
- ・出入口の戸は、幅 75cm 以上、高さ 180cm 以上、下端高さ 15cm 以下とする。

5) 屋外への出口等の施錠装置の構造等（法第 35 条、令第 125 条の 2）

- ・屋外への出口等の施錠装置の構造等は、屋内からかぎを用いることなく解錠できるものとし、かつ、解錠方法を表示する。

6) 屋上広場等（法第 35 条、令第 126 条）

- ・階段の踊り場、吹抜き部分、バルコニー等にある手すりの高さは、1.1m 以上とする。

7) 排煙設備（法第 35 条、令第 126 条の 2、第 126 条の 3）

- ・階段、EV 昇降路、PS、EPS 及び DS 等は、令第 126 条の 2 第 1 項三号とする。
- ・戸の上部の防煙壁が、排煙有効高さ下端又は 50cm に満たない場合は、戸を常時閉鎖又は煙感知式随時閉鎖の不燃戸（当該戸が両開き及び親子の戸である場合には、順位調整器を設け、当該戸は防火戸も含む）とし、戸の上部には 30cm 以上の防煙壁を設ける。
- ・引き違い窓等のクレセントの高さは、床面から 80cm 以上 1.5m 以下に設ける。
- ・排煙窓の開放角度は、45 度以上とする。

8) 非常用の進入口（法第 35 条、令第 126 条の 6、第 126 条の 7）

- ・共同住宅に設ける代替進入口は、昭和 46 年 12 月 3 日住建発第 85 号による。
- ・代替進入口は、外部から開放できる構造とするなど、進入を妨げる構造としない。

9) 無窓居室の主要構造部（法第 35 条の 3、令第 111 条）

- ・無窓居室（令第 111 条）は、その居室を区画する主要構造部を耐火構造又は不燃材料で造るものとする。

10) 階段、踊り場（法第 36 条、令第 23 条から第 25 条まで）

- ・階段に係る基準を表形式で記載する。

【推奨案 1】

名称	階段 A	令 23 条
種別	屋内直通階段	1 項（3）
階段幅	1250 mm	1200 mm 以上
踊場幅	1250 mm	1200 mm 以上
踏面	250 mm	240 mm 以上
蹴上	185 mm	200 mm 以下
踏幅	—	
手摺の出幅は、10 cm 以下		

【推奨案 2】

階段 A（屋内直通）	
階段幅	1200 mm 以上
踊場幅	1200 mm 以上
踏面	240 mm 以上
蹴上	200 mm 以下
踏幅	—

11) 防火区画（法第 36 条、令第 112 条）

- ・防火区画表示以外の PS、EPS、DS は、水平区画とする。
- ・防火戸の面積は、3 m² 以内とする。
- ・潜り戸は、その大きさが幅 75cm 以上、高さ 1.8m 以上、下端高さ 15cm 以下とする。
- ・両開き、及び親子の防火戸には、順位調整器を設ける。
- ・防火シャッターには、閉鎖作動時の危害防止機構等を設ける。
- ・面積区画について、2 以上の防火区画に接する外壁にスパンドレルの記載がないものは、それらの床面積の合計とする。
- ・スパンドレルの幅は 90cm 以上とする。（ただし、折り返し方向は図示する）
- ・スパンドレルに代わる庇等の出寸法は、50cm 以上とする。（ただし庇の図示はする）

12) 建築材料（法第 37 条、令第 144 条の 3）

- ・法第 37 条の指定建築材料は、JIS・JAS 適合品又は大臣認定品を使用する。

13) 道路内の建築制限（法第 44 条）

- ・法第 42 条第 2 項の規定による道路後退部分を含み、建築物（門・塀含む）又は擁壁は、道路内に設けない。

14) 容積率（法第 52 条、令第 2 条）

- ・防災備蓄倉庫には備蓄倉庫である旨（表札など）を表示する。

15) 後退距離の算定の特例（法第 56 条、令第 130 条の 12）

- ・道路境界線に沿って設ける後退距離内のポーチ、門、塀は、令第 130 条の 12 によるものとする。

16) 補強コンクリートブロック造（法第 20 条、令第 62 条の 8）

- ・補強コンクリートブロック造の塀は、令第 62 条の 8 によるものとする。

17) その他関係規定

- ・都市計画法に基づく開発許可は不要。
- ・都市計画法に基づく建築許可は不要。
- ・宅地造成、及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等に関する許可は不要。

2-3 確認申請図面で推奨する図表現

1) 求積表

(内容は検討中)

2) 採光・換気・排煙等の開口部算定

(内容は検討中)

3) 各室仕上表

(内容は検討中)

3 構造関係

3-1 確認申請図面で推奨する図表現 (検討中)

4 設備関係

4-1 凡例 (検討中)

4-2 確認申請図面で推奨する図表現 (検討中)